

# 第 3 回学校再生分科会 議事録

内閣官房教育再生会議担当室

# 第3回学校再生分科会 議事次第

日時：平成18年12月8日（金）15:00～17:40

場所：高輪プリンスホテル（鈴蘭）

1．開 会

2．討 議

- （1）教員の資質能力の向上
- （2）教育内容の改善と学習到達度の評価
- （3）学校、教育委員会のシステムの改革

3．閉 会

白石主査 皆さんお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
ただいまから第3回の第1分科会を開会させていただきたいと思います。

本日は合宿審議ということで合同分科会形式として、第1、第2、第3、それぞれの分科会を順次開催させていただきますので、第1分科会以外の委員の皆様におかれましても、積極的に御発言をいただきたいと思います。

今日の前半の進め方でございますけれども、当初の予定より新聞記者の方たちが、明日の朝刊の入稿があるということで、私と小野副主査が17時30分からブリーフィングに入らなくてはなりません。それまでに第1分科会を終えたいと思いますので、今から16時20分までを一つのめどとして、10分間の休憩をはさませていただいて、残りの議論を16時半から17時半という形で進めさせていただきたいと思います。

早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は前回に引き続き、これまでの教育再生会議の総会や、本分科会での議論の中で皆様方にいただきました御意見を踏まえまして、3つの柱について更に議論を進めてまいりたいと思います。

まず1つ目が教員の資質能力の向上でございます。

2つ目が、学習指導要領、全国学力調査。

3つ目が、学校、教育委員会のシステム改革でございます。これらについて順を追って議論を進めてまいりたいと思います。

今日皆様のお手元に配布をさせていただいておりますペーパーは、前回御議論いただきました議論のたたき台というものがございましたけれども、皆様方より頂戴した御意見を踏まえて、運営委員会の皆様とともに相談をさせていただきました。言わば修正版でございます。

テーマによりましては、後ほど委員の先生より現場に即したお話を伺えるということで、後ほど御説明をいただくことになっております。

更に今回付け加わったペーパーとしまして、第1分科会の3つのテーマを有機的につなぐ第1分科会の総論ペーパーというものもお手元にお配りしております。

それでは、早速資料説明をお願いしたいと思います。

山中さん、資料2からお願いします。

山中副室長 では、資料2につきまして、あらかじめ配布してございますので、簡単に説明させていただきたいと思います。

教員の資質能力の関係でございます。

1ページ目、今までの皆さんの議論を踏まえまして、教員の力量と人間力を備えた優秀な人材の確保ということで、社会人を大規模に導入し、教員集団を多様化する。専門性の高い人材を教員に登用する。特別免許状をそのために積極的に活用するというところでございます。

資料2でございます。たくさん資料があって恐縮でございますけれども、本日は資料番

号が付いております資料と、小宮山先生、門川先生のペーパーが入っております。

資料2でございますけれども、更に引き続き検討ということで2ページ目でございますけれども、特別免許状制度についての見直し、教員養成・採用資格を見直すということでございます。

3ページ目では、現職教員については優れた教員を強力に支援する。不適格な教員が教壇に立たないように退出のルールを確立するということで、意欲ある教員に対する処遇面での優遇。

教員の評価に保護者が参画する。

指導力不足の教員が教壇に立つことのないよう認定の仕組みを実効あるものとするという点。

4ページ目、でございますけれども、教員の質を高めながら指導力不足教員退出に役立つ教員免許更新制とする。

、教員が子供の教育に専念し、十分力を発揮できるような環境整備を行う。

今後ということで として、意欲ある優れた教員を生み出し、不適格教員が退出するようあらゆる制度の活用という点。それが挙げられているところでございます。

以上でございます。

白石主査 今日、別途皆様に御配布させていただいております小宮山委員の資料につきましては、小宮山委員が遅れられるということでございますので、ただいまはこの御説明は省かせていただいて、後ほど運営委員会の中でこれを盛り込んだ形で再度議論することによろしいですか。

山中副室長 はい。

白石主査 では、早速、今、説明がございました資料2について、どなたからでも結構でございますので御意見をちょうだいできればと思います。

門川委員 教員の資質能力の向上、教育改革、学校改革のキーワードで一番大事なところだと思うんですけれども、同時に量の確保という教育条件の整備充実が必須です。どうもこの再生会議は教員を監視し、学校を監視する観点での議論が目立つ。多くの教員が必死になって頑張っている、そこへの激励的なメッセージも必要だが、少ないんじゃないかと思っております。

教育基本法改正案、大詰めにきていますけれども、その中でも教育振興基本計画というのがうたわれておりますし、日本の公教育の条件整備というのは、教員の人数にしても、また教育施設・設備にしても、まだまだ充実しなければならないところがあると思います。

関連資料として、「教育条件の整備充実」というペーパーを提出させてもらっているんですけれども、京都市では独自予算で平成15年から小学校1、2年生で35人学級をやってきました。約4億6,000万円で94人の独自の教員を常勤講師で採用しています。

白石主査 門川委員がお出しいただいた別紙のペーパーでございます。

門川委員 そして、小学校、中学校、養護学校、高等学校、すべての普通教室の冷房化

をこの8月24日までにやりました。ざっと100億円の金がかかりました。

そんな中で学校の校長、教職員が夏休みを短くして授業日数を増やすとか、あるいは夏休みの補習の充実等をやってくれました。

また、一昨日に市議会で榊本市長の方から19年度から中学校3年を30人学級にすることが発表されました。

83クラスが増えますので、教員120人くらいの増員が必要で、常勤講師でも6億円くらいかかります。義務教育の仕上げのところできめ細かい指導をきちっとやろうということであり、40人のクラスではとても十分なことはできません。

そういうように教育条件の整備充実、教師を増やすことが必要です。夏に授業をやってもらうにも、クーラーがなければ今はできません。しかし、小学校、中学校の普通教室のクーラー設置率は全国で数%であります。小中学生が30人、40人教室にいたら室内は40度近いです。文部科学省の基準は教室は30度までということになっています。

今日、子供はみんな家でクーラーを付けている状況であります。学校だけクーラーが付いていません。とても授業はできない。そういう教育条件の整備と、それから教職員の質の向上と量の拡充。小宮山先生もそのことを書いていただいていますけれども、そういうことが必要だと思います。

以上です。

白石主査 ありがとうございます。

少し補足的に、質問させていただきたいのですが、今40人学級というのは国から予算が出ていて、もしそれを上回るようなゆとりある教員配置をするためには、実際に別途、予算を付けなくてはいけないわけですね。その点は、例えばこのペーパーに盛り込む場合、具体的にどういうふうな書き方がありますか。

門川委員 戦後一貫して、国において第1次から第7次までの教職員定数改善計画が間断なく行われてきました。第8次改善計画が出発すると思っていた矢先に、行政改革推進法により、ストップになりました。まず、その第8次の国の計画をスタートしていただく。やはり義務教育というのは国の大事な仕事ですから。やむなく京都市の独自予算でやっている。それは特区ということで、地方でも独自に採用できる制度にはなりましたけれども、これは国家政策として教職員の増員等はやっていくべきだと思います。

先進国で学級編制基準が40人というのは、日本くらいです。

白石主査 わかりました。また、別途、補足的に先生にヒアリングをさせていただくかもしれませんので、よろしく願いいたします。

門川委員 そういうことも是非盛り込んでほしい。

白石主査 野依先生がいらっしゃいましたので、マスコミの方をお入れください。

野依座長 どうも遅くなりました。

(報道関係者入室)

(報道関係者退室)

白石主査 ただいま門川委員から教員の質の向上とともに量の確保が大切であるということ、文言の中に今の先生たちの環境をきちんと整えて先生たちを元気づけるメッセージ性を盛り込むべきという御意見をいただきましたが、ほかの観点からどうぞ。この議題に関しては、あと30分程度くらいしかございません。

品川委員 全部拝読いたしまして、2点ございます。

まず一点目ですが、頑張っている優れた教員についてでございます。何をもちて優秀な教員とするか、という定義を明確にしておく必要があると考えます。私自身がこの資料を頂戴して原稿を書くと考えたとき、ここでいうところの優秀とはどういうことなのかと疑問に思うと思います。そこでぜひ入れていただきたいと申しますか、ご検討いただきたいと思ひますのは、一人ひとりの子どものニーズを把握して、その個々の認知と学習スタイルの多様性に応じた指導を取り入れながらクラス全体の底上げのために努力するという事です。学習スタイルの異なる子どもたちを面倒がったり特別扱いしたり排除したりするのではなく、クラスのなかでその子にもほかの子にもわかるような指導を展開し、かつ評価時にも工夫する。こういった発達的な視点を持ち、すべての子どものスタンスに立った指導・評価など難しいと思われるかもしれませんが、実際にそうしていらっしゃる先生を私は何人も存じ上げております。その人たちのクラスを拝見すると、認知も学習スタイルも家庭環境も異なる子どもたちが切磋琢磨しながら生き生きと学んでいる。いじめも不登校もほとんどないんです、そういうクラスには。あったとしても早期発見早期対策で対峙しておられる。こういった指導・評価ができる先生こそ、指導力もクラスマネジメントもすばらしい、現実的に優秀な先生だと実感しております。

もう一点は、教員の評価基準についてでございます。これを単に平均点だけでみてしまいますと、教師の本当の意味での指導力は確認できないと考えます。勉強ができない子はその子が悪い、その子の努力が足りないと考えがちですが、教師の指導がその子の認知や学習スタイルに合っていないというケースは少なくありません。ですので、評価基準を平均点が高いからいいではなくて、平均点が悪くても指導後の伸び率がよければいいというように、国の方から具体的に示していただきたいと思ひます。以上です。

白石主査 現時点のことではなく、どういうふうに関展させたかというところに着目するということですね。わかりました。

品川委員 はい、そうです。

白石主査 子供のニーズとクラス全体の底上げ。

品川委員 ええ。現時点でのテストの成績をベースにした平均点だけで評価するとなりますと、こういう事態が起こりうるかもしれない。つまり、クラスの平均点を下げような子、勉強ができないとかほかの子ども邪魔になるような子にはテストを受けさせない。そのような可能性です。平均点で学校や教師の評価が決まるとなると、たとえばLD等があつて、わかっていないわけではないのに、通常のテスト方法ではアウトプットがよくないような子どもとかボーダーの子どもとか、多動だつたりパニックしたりするような子ど

もに対して、試験の日はお休みにさせてしまうとか。教師がそのようなことを考えなくても、当該児童以外の子どもの保護者がそういうようなことを言ったり、そういうムードみたいなものを作ったりするかもしれません。

あるいは、そういうムードができてしまいますと、当該児童の保護者が自主規制して学校を休ませたりするかもしれません。そんなことが起こるわけなどない、とは言えないと思っております。そうさせないためにも、個々の認知や学習スタイルに応じてテストの方法を変えて受けることができるように国が示すことが大切です。そのうえで、平均点を上げていくことが望ましいと考えます。クラス全体が見える先生がいい先生だということをはっきり記させないと、判断する人の裁量によってしまって優秀な先生と不適格な先生の差があいまいになると考えております。

白石主査 ほかにいかがでしょうか。

門川委員 よくまとめていただいたと思うんですけども、個別の表記のところでは幾つか、2ページの「専門性の高い人材を教員に登用する」というのは大賛成です。京都市では今年の採用試験から、数学と理科は中高の免許なしでも受験できることにしました。数学は27名、理科は12名、修士課程、博士課程、あるいは社会人経験者に受けていただいたんですけども、採用は4名だったんです。面接結果が厳しいんです。理科などは12名受けて採用がゼロでした。博士課程が5人、修士課程が7人だったんですが。

人間関係を築くのに支障がありそうで、もし教壇に立ったらどつかれる典型的なタイプやなという人も。企業でも優秀な人は企業の中で活躍していかれると思うんです。たたき台の中に「専門性と指導力の高い」、としていただきたい。専門性も大事ですけども、やはり人間関係能力が最も重要です。ですから、専門性が高く指導力の優れたとか、指導力を有するとかにしてもらいたい。

その次のページなんですけれども、 の最後から3行目ですけども、「指導力不足教員の認定に際しては、校長、保護者、児童・生徒の評価を添付し」とあるんですけども、校長と保護者、児童・生徒の評価が同列というのは問題があると思います。京都市の学校評価では、児童・生徒、保護者が授業が理解できているか、学校生活に満足できているかを重視しています。児童・生徒、あるいは保護者が教師の指導力、あるいは資質を直接評価するのではなしに、教育活動を評価するということです。教員評価は校長が行い、外部評価としての保護者、児童・生徒の評価を参考にするという形とすべきです。

白石主査 工夫して、その反映のさせ方、重みつけの仕方を適切に判断するという意図ですね。これではちょっとわかりにくいということですね。

門川委員 保護者、子供の授業評価というのは大事だと思います。ただ、教職員の尊厳というのは守らなければならないし、子供と教師が対等であるかのような、そんな事象も一部にはありますけれども、もってのほかだと思いますので、その辺の御配慮をお願いしたいと思います。

4ページ、一番上の行でございます。「各教員の日頃の勤務状況、業績評価」の「業績」

という言葉がちょっとなじまないんですね。これは実践評価とか、あるいは評価だけでもいいなと。教育界に業績というのはなじみにくい言葉かなと思います。

「、教員の質を高めながら」は、教員全体の質を高めながら、指導力不足の教員のという意味ではないかなと。枝葉の部分までごめんなさい。

の最後から3行目、「研修を組織的に行うことなどの観点」ですが、組織的な研修は大事なんですけども、やはり教師が学校現場の実践の中で育っていくという趣旨を書いていると思うんです。教員研修を各学校の教育実践に基づき、組織的・計画的に行うという表記の方が意味がわかっていただけんじゃないかなと思います。

葛西委員 私もよくまとまっていると思います。今の字句のところと言いますと、2ページ目ののところ、専門性と指導力が高いという修正案が出ておりますが、指導力というのは、教員経験としてさまざまな経験を経た上で次第に付いていくものだと思います。したがって、これは指導力の高い教員に育つ資質のある者というふうに考えるべきなので、通常これはアメリカ、イギリスでは、3Eと言われております。energy(エネルギー)、enthusiasm(情熱)、endurance(忍耐力)のことで、要するにやる気があって、熱意があって、忍耐力がある。それに専門性の高い知識を持っていれば必ず現場でも、さまざまなケースに対応して、それを乗り越えることによって指導力が付いていくというふうに考えるべきで、始めから指導力の高い人というのはいないのではないのでしょうか。

門川委員 主旨は資質と人間関係能力のことですね。

葛西委員 そうですね。将来経験から学ぶべき資質、学ぶことのできる資質を持っているという形がいいと思うんです。

それから、ポストドクというのが書いてありますが、ポストドクではなくて、修士課程くらいで十分私は小中高等学校を教える力はあると思います。ポストドクとわざわざ書かなくても、大学を卒業して、大学院における履修をした者と書いておいた方がいいのではないかなという感じがいたします。

白石主査 大学院修了者ということですか。

葛西委員 そうですね。必ずしも修了者でなくても良いのかもしれませんが、修了の方がいいでしょうかね。

白石主査 ここは是非お伺いしたいんですけども、初等・中等教育と高等と一緒に書いてしまっているので相当問題があって、例えば高校の理科とか英語というのは、少々人間関係能力は必要でございますけれども、もっと高い専門性が必要。小学校段階は両方必要だし、さらに子供の面倒見がよい方が必要だと思うので、そこをどういうふうに分けるか。

葛西委員 これは小中高1つにまとめた基準だと思って、高等教育というのは大学以降を高等と言うんじゃないでしょうか。

白石主査 中等教育くらいまで。

葛西委員 初中等ということでもいい。書き方は多少工夫が要るのかもしれませんが。

もう一つ、特別免許授与者の2割と書いてあって、2割程度がイメージだというふうになっているようですが、先ほどの門川委員のお話のように、大量退職を迎えて、これから教員の数も増やそうという選択肢を考えた場合2割というのは非常に少なく、例えば1対1を超えとか、そういう形にしておいた方がよろしいのではないのかなという感じがいたします。

教員免許は国家免許にするという形があります。私は国家免許は一つの大きな柱として必要だと思うのですが、他方でいわゆるインディペンデント・スクールと言われるような私立学校のように、校長先生がこの先生は大丈夫だという認定をしたら採用できるという選択肢をもう一つの道として残しておくというのは、全体として先生間の切磋琢磨を促すことになっていいのではないかなという気がいたします。

最後であります、教員の評価に保護者や子供を参加させるというのは、前回は申し上げましたが、上と下の両方からはさみ打ちにするというやり方は最悪なやり方でありまして、むしろ教員の尊厳を高めるための規律が必要だと思います。言ってみれば規律がなければ絶対に学習はできないんです。ですから、規律を守るために必要なことというのは、親や生徒は必ず評価します。その評価は自然にどの先生のクラスに人気があるとかいろんな形で表れてきますから、それは校長がくみ取るという形にすべきではないかと思います。

子供の受け取り方、親の受け取り方というのはまちまちですけれども、貴重な情報です。その情報を管理者である校長とか教頭とか同僚の先生がくみ取るようにして、自分たちの資質能力の向上に反映させていくという形がいいのであって、外部と下から評価させることが正しいという、一部にそういう風潮が、企業でもありますが、大変間違っていると思います。

ですから、これは絶対に明確な形で入れない方がいいと思います。

小野副主査 今回の一般的な評価は のところなんで、これは校長、教育委員会が評価を行う際に保護者や子供たちの意見も反映させると。葛西委員の意見は大体ここにある。は指導力不足の教員の認定ですから、これは本当に子供たちが理解できないのかどうかということ。確かにこれは門川委員がおっしゃったように。

葛西委員 これは外部評価と書いてありますから、様式を決めた外部評価があるように見えます。私はそんなものではなくて、人間の管理というのは様式を決めた評価で人事評価はできません。長い環境の人間関係の中から自然にわかってくるものですから、外部評価という仕組みをつくること自体よくないと思います。

小野副主査 この は指導力不足かどうかを認定する場合に、勿論校長がメインなんですけれども、児童・生徒の評価も添付するという趣旨なんです。書き方もありますが、一般的な評価は なんです。

葛西委員 児童・生徒がどういう評価をしているかについての管理者としての判断。

小野副主査 校長や教育委員会が勿論メインなんですけれども、指導力不足という場合には、子供たちが本当に理解していないのかどうか。子供たちが本当に困っているのでは

れば、その意見を反映させる必要があるんじゃないかということです。だめ教師が担任しているんで子供は困っている。数学を全然教えてもらっていないという子供が実際にいるわけです。だから、一般的な評価はこの のところなんです。教員の評価を校長が行う際にこれらの点も反映させます。指導力不足かどうかというときに、子供たちが本当に理解しているかどうかを見ましようという趣旨ですから、ちょっと違うんです。

白石主査 どういう評価項目かということが皆さんの中でコンセンサスを得ないと、これはだめだ、これはOKということは言えないと思います。まだまだ現段階では議論不足だと思うんですけれども。例えば今、教育委員会経由で学校が教員評価をやっているというのは、全国の学校の13%程度で、やっているというところのシートを見ても、トイレは使いやすいですかとか、学校はきれいですかというような項目で、先生の授業のわかりやすさを反映する項目は非常に少ないんです。ですから、外部評価という文言がどうなのか。評価項目はどうなのかということをし少し整理をしないと、全くだめであるとか、いいというのは結論づけられないと思うんです。

学校や児童・生徒などが保護者、地域の人たちがもっと学校に責任を果たすということが後のペーパーの中で書かれていますし、のちほどご説明するペーパーとの関連性もあると思うので、預からせていただいて、整理をさせていただきたいと思います。評価の項目も併せてということです。少し具体化してみます。

野依座長 資料2の冒頭のところで「初等中等教育から高等教育に至るまで」云々と書いてあります。ところが、議論は初等中等教育に集中していると思うんです。意欲のある優れた教員の登用、優れた教員の支援、不適格教員の退室は、高等教育についても当てはめていただきたい。大学の教員の資質は十分ではありません。

書きにくければ、高等教育については別途考えるということで。

先ほどこれ全部に、初等中等から高等教育まで全部に通じるんだということですが、ちょっと画一的、統一的には扱えないものじゃないか。

川勝委員 賛成です。

主査も示唆されましたように、小学校の低学年の指導には、専門性よりも、むしろ人間的魅力とか、指導力や人間力が大事ですが、小学校の高学年以上には、前の第2回の第1分科会でも指摘されましたが、専門を知らないのと教えられないので、書き分けるのがいいでしょう。指導力と人間力でまとめるのではなく、専門性を分けて書き込む必要があると思います。

公教育で問題なのは、先生が保護者に尊敬されていないことです。学校再生の第一課題は教員の資質の向上でしたが、そこでの論点はダメ教員を退出させるという議論に偏っていました。ダメ教員の排除というマイナス志向の偏りには、教員蔑視の社会意識が反映しているように思います。その一因は、保護者と教員の学歴が変わらないことではないでしょうか。教員が社会的評価に耐えるには、大学院レベルの学力を持っていることが求められます。高校はもとより、中学校も理科などは専門知識がないと教えられないという現実

があり、教員の資格のレベルアップが必要のように思います。

今回の案は、小学校、中学校に当てはまる書き方ですので、その点を明確にされてはどうでしょうか。

門川先生によれば、教員の質の向上のために、京都市は30人学級を、きめの細かい指導ができるということで、思い切って導入されることになったとのことですが、これは教員の量の拡大を伴います。それゆえ、質の向上とともに量の拡大を明記する必要があります。教員の質・量とともに充実するという書き方になるのではないかと。

これには予算措置がからみますが、話としては質の向上とともに、量の拡大であり、教員を質・量ともに充実しなければいけないという書き方になると思います。

白石主査 皆さんから今いただいている高等教育以降の教育プログラムや教員の質については、とりあえずスケジュール的な関係で1月提言には盛り込まず、1月以降に検討するという書き方ですか。

野依座長 あるいは第3分科会がありますけれども、著しく違うと思うんです。免許証もございませんし、大学は無免許で車検なしの車を運転しているようなものですから、是非、別途第3分科会でも結構だろうと思います。

白石主査 では、順番に。中嶋委員、その後陰山委員、渡邊委員と行って、またこちらに戻ってまいりますので、よろしく願いいたします。

中嶋委員 今、野依座長のおっしゃったことに賛成なんですけれども、冒頭を「初等中等教育の質の向上には」とすれば、免許のことですから、だめ教師のことですから、高等教育、大学、大学院のだめ教師のことは徹底的に第3分科会でやる。

それと若干関連なんですけど、さっきの葛西さんのおっしゃった2ページ目の一番初めの「ポストク」という表現は非常にあいまいで、これもあとでやるんですけれども、日本の場合博士課程修了者というのが非常にあいまいなんです。単位を取得しただけとか、単位取得退学とかね。本当は単位を取得したと同時に学位をとって始めて修了する。そのあいまいなところもあるので、ここは大学院の学位取得者などとするれば、修士も博士も入る。などを入れておけばそれらの人たちも入ります。

もう一点、ちょっと別のことなんですけど、先ほどの免許、まさに免許と同時に講習ということが書かれているんです。これはほかでも私は申し上げたんですけれども、一体だれが講習するのか。この大量の免許者をですね。それは大変な問題なので、どこかでそこを議論するなり、押さえておかないと、大変なことだと思います。

以上です。

白石主査 ありがとうございます。講習の具体的な方法論ということですね。

陰山委員 まず専門性の確保というところで、特別免許授与者の採用者の一定割合、2割というのは、本当に大丈夫なのか。我々も臨時教員を預かって指導することもありますけれども、現場経験がきちんとでき上がってくるまでは大変です。

そもそも専門性を確保するために、教員養成の、いわゆる教育学部の段階での指導の在

り方から見直していかないと、現場では適用できませんよというのが現場の悩みなんです。

そうした中で専門的知識があるからといって、きちんとやれるのかという、そのところにもものすごい不安感を感じます。ですから、このところの数値目標自体は入れない方がいいのではないかと気がいたします。

それと、教員免許を国家試験にするということも、意味がよくわからなかったんですけども、全体的にいろんな人たちに来てもらうというのは、基本的には賛成なんです。それはあくまで専門性をいかに担保するかということに相当きっちりやっていただいた上でないと、閉鎖性を打破するという問題と、専門性を確保するということの両立をさせないと、もっと混乱する危険性は高いと思うんです。

その上で先ほど実は30時間というところがありましたけれども、提案があります。この30時間というのを、もう少し開放的にやっていったらいいんじゃないかと思うんです。例えばどこかの教育機関がこういうふうな、例えばICTの活用指導方法であれば、例えばそういう企業がそういうメニューをつくって、これを2単位認めるといような形のものしなければいけませんし、私も2級から1級上げるときにやりましたけれども、神戸大学へ通わなければいけないということで、明け方午前5時から1週間5年間通ったわけです。相当に大変でしたし、その分学校は全部抜けているわけです。

そういうことからしましても、講習の在り方については、現在あるさまざまなものもいいものはありますので、それを織り込んでいくという形にしていきたい。とりわけ一番最後のページにあります5年目経験者研修、10年経験者研修を実効性あるものとしというのがあるので、私は実は免許の更新制があれば、勝手にこれはなくなると思っていたんです。これも生きていくということになってきますと、ますます学校現場に先生がいないということになります。私も校長をやっていて非常に困ったんですけども、出張が多くて全体で話し合いをする日がとれないんです。とりわけ小さい学校になってくると、分野が広がってくると、例えば全部で10人くらいの学校で20の分野があると、ほとんどだれかが出ている状態なんです。

そういうようなことも考えて、今やっていることが最終的に現場にどのような影響があるのかということを考えていただきたい。

もう一つあれなんですけれども、非常に私から見ると大胆に思います。私は非常に悪夢があって、折りがあれば御説明したいんですが、92年に指導要領の大胆な改訂をやりました。その結果、非常に大きな混乱が起きたんです。指導要領は10年に1回改訂するということがあったから、なかなか途中の修正はきかなかった。そういう点では我々自身の提言自体を評価していただくプロセスというのはどこにつくっておいたらどうかと思います。

渡邊委員 確かに非常に大胆なたたき台だということで、私としましては、大変よくできているたたき台だと思います。評価について後ほどお話をされるということですが、参考までに評価についてお話をさせていただきたいんです。

私の学校で3年半、360度評価というのをやってきました。それは子供も親も同僚も部

下も校長もみんなが評価するということとやってまいりました。

その結果最初は尊厳がどうか、子供にこびるとか、校長だけが評価をするべきだとさまざまな議論があったんですが、実際3年間やってきまして、非常にいい形でまとまりました。その上で今何が起きているかということ、先生方の中心、20人ほどが、本来学校の評価というのはどうあるべきだろうということはこの3年間の経験の中から今一つずつ組み立てています。

その中の参考意見としては、尊厳という話も随分出るんですが、尊厳というのは別に周りから与えられるものではないし、子供が評価したらかといって、別に尊厳はなくなるわけではないという、実は今日、午後議論したものですから、そのままの言葉をお伝えさせていただきます。

あと、校長だけではやはりリーダーシップを含めて評価し切れるものではない。やはり子供親からの牽制機能は必要だという意見も出ておりました。

それと同時に、同僚は評価するのは勘弁してくれ。給料にそのまま評価されますので、同僚は応援団でいたい。その分は上司が評価してもらいたいとか、配点と評価項目を明確にすることでかなり確からしい、平等な評価ができるものなんだなというのが今、私は実感しております。

当然そのことは細かくは入らないと思うんですが、校長だけとかいう今までの時代に戻らずに、新しいゼロベースで考えて評価制度というものを一緒に考えていっていただきたいと思います。

以上です。

白石主査 ありがとうございます。

それでは、義家委員の御意見で次のテーマに行きまして、また時間があればこのテーマに戻ってまいりますので、義家委員お願いいたします。

義家委員 この指導力不足教員の認定にしても、教員の評価にしても、恐らく学校長というところですけども、この実態として多くの教師たちから上がっている声のまず1つは、毎回新年度にこういう形でやっていくというものを校長先生に出してそれを基準に評価することなんだけれども、校長は私の授業を一回も見に来ていません。それでどういう評価がなされるんでしょうかという、校長評価の実態というのも実は深刻なものとしてあるんです。

校長先生は出しながら、評価しているにもかかわらず、その出した先生の授業を見ていないということも実は多く存在している。

更に校長に評価を押し付けるということは、だからこそ今、指導力不足教員の認定がいまいになっているところの1つでもあるんですけども、例えば先生方の中で組合に入っている人が非常に多かったりしたときに、その組合員の先生を指導力不足と認定したら、総スカンされるわけです。先生方からあまされてしまって、学校運営ができなくなる心配さえあるわけです。だから、明らかにだれが見てもどうしようもないという人間しか認定

できないわけです。それを全部校長先生に押し付けてしまうと、逆に校長先生はつぶれてしまうような現実もある。まともにやろうとしている校長ほど非常につぶれてしまう状態があると思うんです。実態について、その辺をまず整理しなければいけないような気がするんです。

校長先生一人に評価を押し付けない教員評価、あるいは指導力不足教員の認定の仕組みというのを、渡邊委員がおっしゃるように具体的につくっていかないと、学校長だけにそれを委ねたら、学校長はつぶれてしまうような気がします。

もう一方として、専門的知識を持った先生方、どんどん社会人を採用する、これは非常にいいと思うんですけれども、もう一方で旧態依然とした校長会の現実のというものがあるんです。その中で、この校長会の中に新しい風を入れるためには、より多くのマネジメント能力にたけた民間人校長、あれは資格要りませんから、教員免許は要りませんから、より多くのマネジメント能力のある民間人校長を積極的に採用していくという方向。そうすると、かなりいいモデルができていくんです。

横浜は去年民間人校長を2名お願いしたんですけれども、各学校それぞれ回ったりしますけれども、非常にいい運営、1つはコミュニティースクールをつくって、1つは小学校の中で非常にきめこまやかな、塾出身の方なんですけれども、こめこまやかな対応をしているんです。

そういう意味では、民間人校長の積極的登用みたいな一文が、現実にはいろんな自治体で行っているんですけれども、これはごく少数です。

まさに学校を開くという意味では、どんどん積極的に民間人校長というのを採用していくシステムを保障することは大事だと思うんです。制度はあっても、なかなかまだ小さいですから。そういう先生たちが校長会に入っていったとき、またそこに新しい風が起きていくんです。そうすると、今の旧態依然とした校長会の在り方というものにも非常に大きな穴があくような気がする。そうしたら、また変わってくると思うんです。

一方で、すばらしい実践をすると、けむたがれてしまう現状もあるわけです。そこにも新しい風を吹かせないことには、教育改革、教育再生というのはなかなか起きていかないだろうなと思ひまして、その辺も一文明記していただければいいなと感じます。

白石主査 具体的な評価項目も、また、再生委員会として目指すべき教師像についてはどういう資質が必要なのかというある程度例示をしていく必要があると思うんですが、そこは渡邊委員と義家委員の方で、360度評価項目なども出していただいて、具体的に10項目ないし20項目、こういうポイントで評価をしていったらいいんじゃないかということをご提案をいただければ幸いですでしょうか。

義家委員 私はずっと塾にもいたんですけれども、これはずっとやっていることなんです。

白石主査 学習塾とか予備校評価はもっと進んでいますね。

義家委員 そうなんです。例えば教員の資質を見るときに、授業力とありますね。これ

は今やったらとんでもないトラブルになると思いますけれども、予備校や塾だと教員試験というのが年に1回あるわけです。専門的なあれですね。それを維持するためにちゃんと自分の資質向上に具体的に努めざるを得ないんです。

それを見ると、長年業務に追われていると、自分の知識レベルというのはどんどん下がってきていることが年に1回確認できる。別にそれを教員評価の物差しにする必要はないと思いますけれども、そういった機会を学校長がイシニアチブを持ってできる。これだって民間校長の発想なら当然のことですね。教えている限り一定の知識ベースがあると考えたら、これは国が言うというより、むしろマネージメント能力にたけた学校長がそれを断行できる仕組みがあればいいなと思うんです。

白石主査 ありがとうございます。

それでは、まだたくさんあるかと思うんですけれども、次のテーマに移りまして、教育内容の改善と学習到達度の評価、資料3にうつります。

これにつきましては、陰山委員から教育内容をわかりやすくおまとめいただきましたマトリクスを御用意いただいておりますので、ポイントだけを説明いただいて、その後、山中副室長の方から資料説明をいただいて、またディスカッションに入りたいと思います。

陰山委員 この間申し上げましたように、指導要領というのは、学校現場にとってものすごく大きなものです。更にそれが教科書に落とし込まれていますので、実はこの中にやるのがすべて書いてあるんですけれども、これが共有されていないというところに一番大きな問題があると思います。

それぞれ学校はいろいろあるんだけれども、やっていることは一体どういうもので、どういう違いがあるのかというのがなかなか見えてこないんです。

その前にまず基本的に小学校でどれだけのことをやっているのかということがきちっとわかっていないから、親御さんたちというのは不安になって、塾に行かなくちゃいけないんじゃないだろうかということが、好んで行かれるのはいいんですけれども、不安感にかれて行かれると非常にややこしくなってくると思うんです。

その点で私自身が小学校の間で学習すべき内容というのを、算数、理科、社会でまとめました。これが小学校6年間分、これがすべてです。

こうしたものを提起をしながら、その中で特に基本的な計算能力はこの程度であるとか、あるいはこういう都道府県名は知っておかなければならないというようなとりわけ重要な事項については、きちっと達成項目として書き上げておくということをすればいいのではないかというふうに思います。

結局これをすることによって、これは小学校だけですが、中学校、高校をつなげていくと、日本の学校教育全体の中で何を学習するのかという全体像が見えてくるんです。知の体系と言ってもいいんじゃないかと思いますけれども、その中の一体どこからどこまではこの高校ではやり、どこを重視しているかということ、それぞれの学校が明示をしていくということによって、それぞれの学校の特色であるとか、方向性というのが見えてくる

ではないかという気がします。

以上です。

白石主査 ありがとうございます。短時間で申し訳ございません。

それでは、山中さんペーパーの方をお願いします。

山中副主査 資料3でございます。「教育内容の改善と学習到達度の評価」でございます。

1 ページ目「学習指導要領を改訂し、ゆとり教育を見直す」ということで基礎学力を強化でございます。内容でございますけれども、小学校での教科担任制とか、専科教員の積極的導入ということも取り上げているところでございます。

2 ページは、そのために授業時間数の増加ということで、1日の授業時間数、あるいは夏休み等を活用したものが挙げられています。

また、といたしまして、教育内容についての学校の権限を強化する。

として、子供たちの多様な能力ということ。あるいは指導方法の改善ということで、基礎能力の上に立った多様な能力の開発。授業方法、授業スキル。指導に当たっての認知と学習スタイル等が挙げられております。

3 ページ目でございますけれども、先ほど陰山先生からもございましたけれども、で「学習指導要領の改訂をオープンに行う」ということと、学習指導要領の内容、これをわかりやすく示すという工夫でございます。

英語教育等に関連した外国人の登用ですとか、国語教育の強化等が挙げられております。

2 番目の課題といたしまして、学習の達成度の問題でございますが、学力調査の全校実施、調査の結果の報告の前倒し、保護者への説明、不振な学校への支援。よかった取り組みを広げるといった点が挙げられているところでございます。

以上でございます。

白石主査 続きまして、意見交換に移らせていただきたいと思います。どなたからでも。

陰山委員 私の方から資料を出させていただきます。「資料3 - 1 (その2)」というものなんですけれども、パワーポイントのデータなんですけれども、要するに、近年学力低下のことが問題になってきたわけなんですけれども、そのことについて共通理解ができればなと思っております。

と言いますのは、子供たちの学力低下のもともとの理由がどこにあったかという問題なんです。一般的にはゆとり教育による時間数を減らしたとか、教育内容を簡単にしたということになっているわけなんですけれども、あれは順番は逆だろうと思うんです。

つまり子供たちが学習をきちっと達成できる状態でなくなったので、それに合わせて教材を削減したというのが長い目を見たときに、歴史的に見るとそうではないかと思えます。

では、一体本質的な問題は何なのかと言えば、子供たちの生活習慣の崩れ、たくさん言っていると時間がありませんので、資料の4ページをごらんください。

一番下にあります表を見ていただきたいと思いますけれども、これは広島県の小学校5年生、

2万7,000人の学力と睡眠時間との相関関係をとったものです。睡眠時間が小学校5年生で4時間だと平均点が50点くらいしかとれない。それが5時間、6時間、7時間となってくると、テストの点は上がってくるんです。7時間から9時間だとちょうどいいんだけど、また寝過ぎると落ちてくるというのはご愛きょうなんですけれども。

この7時間から9時間というのが、実は情緒面でも一番安定しているものだというのが最近出てきています。大人でもそうだそうです。7時間台の睡眠ということです。

5ページを見てください。今度は寝た時刻と学力との相関関係ということで、これが今山口県の山陽小野田でやっております実践で、この5月に明らかになってきたデータです。

上の学力偏差値との関係で見ると、要は9時までに寝る子、10時までに寝る子、11時までに寝る子というふうにやっていると、やはり9時までに寝る子の成績が一番いいんです。もの見事に1時間寝るのが遅くなるごとに学力が落ちてくる。

その下にありますデータは東京中野区の1989年のデータなんですけれども、1回の食事に使われる食材の書類の数と成績との相関関係をとると、もの見事に食事が貧しいと成績が貧しいということがわかってきた。いろんなものを食べさせると成績が上がってきているということです。

6ページ、とりわけ重要なのが朝食で「毎日食べる」から「ときどき食べない」というだけでもかなり成績は落ちます。特に毎日食べないという状態になってくると、特に知能指数ベースで見たいたいんですけれども、90という数値まで落ち込んできています。通常の授業をしていくに当たっては、これはかなり厳しい数値です。

ですから、朝御飯をきちんと食べさせないということは、子供の未来を奪うものですから、これはほぼ虐待に近い。こういうようなことをきちんと国民的なレベルで共有をするという点で、今、早寝早起朝御飯の国民運動を文科省が音頭を取ってやっていただいているということは、非常に私はありがたい重要なことだろうと思います。

もう一つ、わかってきましたのは、私は学級担任をやったときに、2時間以上子供たちにテレビを見せると成績が落ちてくるというのを実感として感じました。これをデータをとって見ていただくと、これまた見事に、2時間までだったらそれほど影響はないんですけど、2時間以上は特に算数の成績が見事に落ちてきます。

そういうことを考えていきますと、生活習慣の問題が非常に重要で、とりわけ漢字力、言語の力が非常に弱いということが見えてきました。

7ページは、ある町のデータなんですけれども、この青いところ下を見ていただきたいんですけれども、これは6年生が1年生の漢字を97%わかっているという意味です。次は2年生の漢字を85.9%、3年生の漢字を71%ということで、実は3年生くらいからかなり怪しくなってくるんです。4年、5年だと55%とか47%というふうになってきていますので、実は小学校の中学年くらいからかなりの言語力の落ち込みをもって子供たちは中学校へ行っているということなんです。

これは私がいました土堂小学校で3年間やった結果なんですけれども、同じ時期に全く

同じ問題をする、比べていただいたらわかるように、相当高くなっています。

8 ページ、土堂小学校の方でそれをやってみると、要は先ほど見ていただいた広島県の県平均 74 点に対してここは 87 とか、算数が 80 から 95 というように、生活習慣の改善と基礎的、基本的な学習によってきちっと上がってくる。しかも私が重要だなと思うのは、短期間に上がるということです。教育の成果は 10 年、20 年先じゃないとわからないということではなくて、実はかなり短期間にわかるんです。

そういう点でもこれ以外の取組みというのはいろいろあると思うので、さまざまな学力向上の取組みをもっと現場単位でやってみる。現在教科書は固定をされ、授業時間数も固定をされていますけれども、それらをもっと弾力的にやっていいのではないかと。

逆に、これは一生懸命やっていると、今うちの立命館、私立なんですけれども、学校 5 日制に戻します。土曜日は今まで授業をやっていたんですが、来年度から土曜日の授業はやめて、週休 2 日制にして、たまに講座はやりますけれども、あとは家庭の中での生活の過ごし方を考えるということを考えていきたいと思っているわけです。

それがいいか悪いか別問題として、そういう現場段階での多様な取組みかできるようにしていただければ、学力低下の問題も大きな誤解を生じずに済ませることができたんじゃないかと思います。

白石主査 陰山委員から問題提起をいただきましたが、今のペーパーに関連してでも結構でございます。

葛西委員 1 つ質問いいですか。

睡眠時間と学力の問題というのはそのとおりだと思います。ある程度短くなってくると落ちてくるというのはよくわかるんですが、では、なぜ短くなっているのか。学校の教育が不十分な結果として、多くの子供達が補習的に塾に行っている。私たちのころは、小学校、中学校、高等学校まではなかったんですけれども、今はほとんどの子供たちが小学校から行っていますね。それが睡眠時間の減少につながっているということにはなっているのではないのでしょうか。

もう一つは、朝食を食べる習慣と食べない習慣とあると思うんですが、私は中学校のころから朝食は食べない習慣でありまして、今でも食べてないんですが、これはそういうある一定の規律の中に順応してしまえば、学力低下の問題は生じないのではないかなという気もするんですが、いかがでしょうかね。

陰山委員 個別の問題と全体の問題ということはあろうかと思いますが。確かに睡眠時間が短くても、90 まで生きている日野原さんみたいな方もいらっしゃいますからね。ただ、全体の問題としてはきちんと受け止める必要があるんじゃないか。

葛西委員 睡眠時間はそのとおりだと思うんです。なぜそうなったかということなんです。

陰山委員 塾はどうですか。小学校の通塾率というのは高いですか。

小野副主査 そんなに高くないです。

陰山委員 実はそんなに高くないんですよ。

小野副主査 塾のために短いというのは余りないと思います。やはりテレビじゃないですかね。

白石主査 今の御質問に関連して、例えば朝食を食べているか食べていないかとか、寝ているか寝ていないかというのは、やはり親の生活に非常に関係していますし、例えば経済的な豊かさとか、親の教育レベルとか、これを規定する変数というのがありますよね。その中でもし子供の直接的な睡眠時間と学力との関係性があるよというならわかるんですが、ほかの因子がどうなっているというのはわからないんですか。

陰山委員 勿論そうなんですけれども、ただ基本的に子供たちの生活習慣の問題がものすごく影響を与えている。だから、逆説的に言えば今これだと授業時間を増やしましょう。教科書を難しくしましょう。それで学力は本当に向上するのかということなんです。ここでは単純にそうすればよくなるんだみたいな感じがあるんですけれども、それは現場の感覚からすると違うんじゃないかなという気がするということです。

海老名委員 でも、学校の宿題と塾の宿題があるんです。塾から9時ごろ帰ってきますと、学校の宿題と塾の宿題と両方やっているんです。そうしますと、小学校の4、5、6年の高学年は11時ころまでやっていますよ。ですから、睡眠時間はどうしても短くなります。どっちかをやめない限り。

葛西委員 テレビで遅く起きている人と、塾の宿題で遅くなっている両方のパターンがあると思うんです。

白石主査 今、事務局からペーパーがまいりまして、小学校の37%、中学校の51%が塾へ通っているそうでございます。

葛西委員 それは全国ですね。

白石主査 これは文科省さんが実施されたもので、インターネットウェブ上で、小中高校に通っている子供を持つ保護者で、全国対象でございます。

葛西委員 東京だともっとずっと多いと思います。

白石主査 多いですね。

海老名委員 塾に通っている子供ですか。

葛西委員 はい。

海老名委員 そうですか。

陰山委員 東京は特別だと思います。

海老名委員 東京は特にそうですよ。塾へ通っている子の方がほとんどですよ。

池田座長代理 こういう調査資料というのは平均値でしょう。だから、地域格差がものすごくデータにはあるはずなんです。ですから、若干そういうものを正確に把握する必要がありますね。

野依座長 議論が小学生、中学生の生活態度の問題に行っていますけれども、私はこのタイトルに戻りまして、教育内容の改善と学習到達度について申し上げます。

いろいろな科目がありますけれども、数学であるとか理科ですね。これは地域性であるとか、国民の違いであるとか、そういった違いがないものについては、私はやはり世界水準の教育内容をもたらしめていただきたいと思います。

私が今、化学オリンピックというものに関わっておりますけれども、これは高校生です。高校の化学の教科内容というのは惨澹たるものがある、とても世界とは闘えません。レベル1、2、3というのがあるんですけれども、レベル1というのは、ほぼすべての国の高校で教えている内容で、このレベルはいろいろな項目がありますけれども、日本では理科系の大学1年生、2年生で教えている内容です。それが化学オリンピックで出る問題の一番低いレベルなんです。これでは科学技術創造立国なんてありようがないんです。

したがって、私は国語とか社会は別ですよ。数学であるとか理科というものについては、現行の教科書の内容について抜本的な総点検をやる必要があると思います。

そのためには、今の教科書の執筆、あるいは検定制度では話にならないんであって、十分に学協会を活用して、現在の水準がどうあるかということをしっかりと検証すべきです。

執筆者が、昔自分たちが習った、そのことを思い出して書いているわけです。ですから、全然世界とは競争できないということがあります。今すぐに明日から直るわけにはいきません。もし直らないとすれば、学習指導要領を抜本的に近代化すべきだと私は思っておりますので、教科書のつくり方、それから執筆者、内容を検定する。この3点セットをきちんとやっていただきたいと思います。

と申しますのは、国の科学力というのは、大体高校生の理科の力で決まるんです。そういうことかありますので、子供たちは比較的頑張っていますけれども、大人たちの化学リテラシー・日本、それがOECDの参加者で下から2、3番目だというのは、そこに問題があるということがありますので、是非総点検。世界レベルの教育内容にしていきたいと思います。

白石主査 理科、数学に関しては、教科書の内容を総点検、つくり方、執筆者を根本的に変える。

野依座長 理科離れのことを言われておりました理科を学ぶということは、人間が80年立派に生きていくために非常に大事だと思っております。自然観を持つために、加えて、経団連の方から国際競争力の観点からも、やはり理科の力がなければ話にならないということになっております。こういった意味で理科の面白さをきちんと教えるとか、内容の水準をきちんと保つということは極めて日本の国力を保つ上に大事でありますので、抜本的に見直していただくようお願いしたいと思います。

小谷委員 だから体育会系人間はいやだと言われてしまうかもしれないんですけれども、陰山先生のように具体的なデータはないので、逆に陰山先生の情報の中にあったら教えていただきたいんですが、睡眠時間や朝食を食べる食べないと同じくらい運動をどのくらいやっているかというのがすごく勉強の習熟度に関係があるような気がするんです。国語、英語、算数、数学、理科の授業時間を重点的に増やすと書かれてあるととてもときどきし

てしまうのは、そのしわ寄せが運動に来るのではないか。私自身教室で小学校から高校生まで30人指導しているんですが、大体泳ぎっぷりを見ると、お勉強の出来・不出来がわかるんです。

というのは、ヨーイ、出なさいと言ったときに出られないとか、次、右手を挙げなさいと言っても、体が自分の思っているとおりに動かない子というのは一杯いるんです。そういう子は大体学校のお勉強もなかなか付いていけなかったり、いじめられていたりというのかびたりと当たるんです。

受験を抱える子たちは、シンクロの教室と一緒に塾に通っているんですけども、わざわざ塾を抜け出して練習に来るんです。

どうしてかというと、運動して戻った方がすごく集中できるから、ずっと座っているよりいいんですと口をそろえるんです。

なので、お勉強の授業時間を増やすことも大事なんですけども、ただ時間だけ増やすのではなくて、短時間でも、限られた時間でもいかに集中して身に付けるかということを考えた場合、やはり運動というのはとても大切で、今ラジオ体操とかを学校でやっているかどうかわからないんですけども、近所の幼稚園で朝、ぶわっと走らせて、飛び箱をばばっと飛ばしたり、ぐるぐる走り回って、大声を出して、活力一杯の状態になって朝礼で校長先生の話聞いて、それから座って授業に入るとことをやっているところがあるんですが、非常に学力も高くて、有名私立に一杯入学生を出しているんですけども、そういう運動してアドレナリンを出してから授業に入るようなとも非常に効果的だと思うので、何らかの形で組み入れていただければと思います。

白石主査 貴重な御意見ありがとうございました。小谷さんの御専門からこらんになって、今の体育や、体育の教え方について、どういう文言を付加していったらいいと思われませんか。

小谷委員 第2分科会の方で発言させていただこうかと思ったんですけども、例えば最近言われている運動会で順位を付けないとか、体育はただ体を動かすだけではなくて、それプラス勝つために頑張るとか、一生懸命頑張らないと、体だけ動かしていることには意味がないので、ちょっと文言は思い付かないんですけども、どういう文言にしたらいいでしょう。

品川委員 小谷委員の意見に賛成です。体育はとても重要で、ないがしろにしてはいけない。体育をすることで集中力や持久力が高まるなど、教科教育の向上に具体的に繋がる効果があります。

陰山委員 頑張るということです。

小谷委員 そうですね。目標をはっきり持たせる。どうしてこれを頑張らなければいけないのか、目標を持つことで頑張れるのではないかと思います。

海老名委員 ただ、東京の下町では、ほとんど運動する場所がないんですよ。

白石主査 こける時に手が出ないで顔から突っ込んでいる子がいますね。

海老名委員 放課後以外は校庭開放もしていません。ですから、運動する場所がない。道路は走ってはいけない。キャッチボールはいけない。何をさせたらいいのかと思っています。だから、これも子供たちの育成にどんな形を取ったらいいのかと思います。

小谷委員 その場縄跳びでもいい。

白石主査 第2で書くのか、第1で書くのか、少し整理をしなくてはいいませんが、また方法論については、別途お伺いをさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。

品川委員 三点ございます。まず、先ほども申し上げましたが、今、小谷委員がおっしゃった点についてです。スポーツというより、基礎体力向上のための体育はとても重要です。でも、そういったいわゆる集団行動の運動をやる小学校は最近とても少ないんですね。集団行動というアレルギーを示す方もいらっしゃいますが、イチニ、イチニというリズムで10分以上規則正しく身体を動かし続けると、セロトニンが出て、前頭葉の機能があがるといわれています。集中力が高まるのもそのためだと。

以前取材した関西の小学校のケースですが、新しく赴任された教頭先生が毎朝15分間、全校生徒にマラソンをさせるようにしたそうです。すると、それまでは1時間めがはじまってもガタガタしていたりウロウロしていたりで落ち着かなかった子どもたちの多くが、授業開始と同時にぴたっと集中できるようになった。もちろん、ほかの子どもたちの集中力も上がり、結果的に1年後には学校が落ち着いて学力も上がったそうです。私が取材する少年院ではまさにそういった効果も視野に入れて集団行動訓練を実施しております。マラソンがすべてを解決したなどとは思いませんが、さきほどご紹介したような研究もあるわけですから、効果は否定できないと考えております。

また、体育を通じて、運動会で優勝するなど目標に向かってがんばります。そのことで得られる達成感はセルフエスティームを向上させますし、スポーツを通じてルールを学ぶことが、規範意識も高めます。だからこそ、初等中等教育で体育をないがしろにしてはいけないと思っております。

また、先ほど陰山委員がおっしゃっておられた食事の件ですが、私も同感でございます。少年院に入るような子どもたちは、本当に食生活がガタガタなんですね。離乳食がカップラーメンだったという子もいるくらいで、少年院に来て初めて規則正しく、栄養のバランスの取れた食事をとるようになる。私がよく取材する広島少年院では「まごわやさしい」といって子どもたちの成長に欠かせない栄養素をしっかりと摂取させています。すると、少年たちが自ら「ちゃんとお飯を食べたら人間って集中できるようになるんですね」と教官に話したり、日記に書いたりするんです。そんな子どもたちをたくさんみておりますので、食事は子どもの成長発達権を保障する上で、本当に大切な要素だといまさらながら痛感しております。

ですが、子どもにしっかり食べてほしいと思いつても、そういうことに無関心だった

り余裕がなかったりする家庭があるのも事実です。子どもの権利を守るために、そういった家庭環境による格差をどうやって補っていくのか。そこが課題だと考えます。たしか四国の小学校だったと思いますが、とうとう朝ごはんを出し始めたところもございます。そこまでやるかというご批判もあるでしょうけれども、子どもの成長発達権を保障するという視点に立ったとき、検討すべき事柄ではないかと考えております。それが二点目です。

もう一点は、先ほど野依先生がおっしゃっておられたことでございます。私は、高校の教科教育というものはもう少し弾力的であってもいいのではないかと考えております。先生がおっしゃっておられる世界的レベルの理科とか数学を、すべての高校生がやるのはすこくしんどいことだと思うんですね。それが向いている生徒、あるいは好きな子できる子はどんどんやったほうがいいでしょうし、やれるシステムをつくるべきです。

ですが、高校の教科選択については、将来を見据えたうえで今以上に弾力的であっていい。たとえばイギリスの高校のように、将来の職業など進路を見据えた教科選択にできないか。僕は建築家になりたいから、高校では美術と物理とこれを選択するというようなことです。文科省の研究開発校では、そういった取組みを初めているところもあるのかもしれませんが……。

白石主査 スーパーサイエンスですね。

品川委員 ええ。ですがスーパーサイエンス校は基本的に学校全体がサイエンスに力を入れるということですよ。そうではなくて、子どもの多様性を認めるというか、子どものニーズに応じて子どもたち自身が自分に必要だと思う教科を選択するような仕組みです。そのときに学ばなかったものでも、大人になってから学びたくなったときに学べるようコミュニティカレッジみたいな学校もあればなおいいと思います。

小野副主査 授業時間数を増加する、トータルで増やすのは賛成なんですけれども、できるだけ選択の幅を大きく持たせて、各学校が工夫して、うちは理科を一生懸命やる学校、うちはスポーツを一生懸命やる学校、小学校でもそれができるように、そうしないと、今、皆さんの意見を聞いていると、またトータルで増え過ぎて、また詰め込みに戻る危険性がありますので、大幅に、例えばうちは英語を小学校からやりたいところは英語がきちんとできるように、幅を持たせて学習指導要領で選択できるようにしてほしいというのが1つ。

もう一つは、教科書について、検定のところで余り厳しく上限を決めないで、興味を持っている子はどんどん進めるように、分厚くなっても構わないし、子供によっては難し過ぎるから違う教科書でもいいという幅を持たせて伸びる子は伸ばせるように。それから時間のかかる子には丁寧に教えられるような教科書を是非、作って欲しい。一律に国語はこれだけの分厚さ、理科はこれだけの分厚さとするのではなく、この前の改訂のときに理科の先生が、教科書調査官が一番真面目にカットしたので、理科が一番減っているんです。ほかの教科は言われても少し盛り込めるように調査官の方が工夫されたんですが、理科が一番真面目にやり過ぎて減らし過ぎている。

野依座長 あの方は中立だったんです。

小野副主査 理科の方は論理的だからきちっと基準をつくられたんです。

白石主査 葛西委員、渡邊委員と行きます。葛西委員 野依先生の説に全面的に賛成でございます。私が関与している学校で、先日お話をする機会がありましたが、そのときに、生徒全員に「あなたは何を勉強して、将来何になりたいか」ということを、400字詰め原稿用紙1枚、2枚で書かせました。大体2割くらいがお医者さん、その次に2割弱が科学者、その次に1割余りが法律家になりたいと書いてありました。親の職業を反映しているのかなと思ったんですが、理科嫌いというのは、我々のやっている学校では全くあてはまらないですね。ちなみに、この学校では1学期で大体1年生の教科書は終わっており、英語も全部英語でやっているクラスから、普通のクラスまでありますが、英語の検定は全員がパスしたと言っていました。

ですから、私は教科の内容、教科書を改めると同時に、先生の資質能力が大事だと思います。

野依座長 本当にそうです。

葛西委員 先生の資質能力、あるいは工夫というのが学生をモチベートするという要素としてすごく大事であると思いましたが、理科はとても大切だということは全く同感でございます。

白石主査 教科書と同時に、先生のいろいろな能力ですね。専門性、その資質。ほかにはいかがですか。

川勝委員を私が抜かしてしまっていたんですね。済みません。川勝委員からお願いします。

川勝委員 陰山さんの報告は実に大事な点をついています。生活習慣と学力とが相関関係にあるというメッセージです。睡眠時間と朝御飯のことを言われましたが、勿論葛西先生のように例外はありますが、葛西さんも基本的な生活習慣を身に付けられており、生活習慣が大切であることに変わりありません。

陰山報告で対象にされているのは小学校と中学校です。そこで、第一分科会の報告案は小学校と中学校を意識的に留意してお書きになればいいと思います。

教育内容の基礎学力については、小谷さんが言われたように、最後は体力です。知力の高い人も最後は体力。これは勉強された方は皆知っているはずですが。

ですから、基礎学力、基礎体力、それにもう一つ、基礎の情操力も、情操力という言葉はないかもしれませんが、とても重要で、それらを入れ込んだ基礎総合力、それは人間力になるのかもしれませんが、中身として学力、体力、芸術等を強化する。

そのためにはどうしたらいいか、陰山報告へ戻ると、生活習慣の中で、今日は紹介されませんでした。驚いたのが陰山報告の3ページの「崩壊している家庭学習」のところ。日本は宿題の時間が世界で一番短い。それはテレビを見ている時間が、日本の子どもたちが一番長いということです。

そうすると、家庭に任せると言っても、家庭でテレビを見る、携帯電話をする。ゲーム

をすることになれば、やはり生活習慣に戻ってくることになります。

では、生活習慣を取り戻すにはどうしたらいいか。家庭に子供を返して、家庭でお父さんお母さんに任せられるかという、任せられないという現状がある。

生活習慣を取り戻すには、期間がいろいろあります。そこで、例えば、ごく短期間ながら一緒に寝食をともにする就学旅行がありますが、それをもう少し長く、農村学習とか、山村留学という形で取り込むことで、子どもたちからテレビ、携帯、ゲームなどを遮断し、規則正しい生活習慣を確立する。

学力低下について、野依先生の言われたことと関わりますが、今の中学生でも大学に入れる力を持っている子はいます。大学によっては、受験がきわめてやさしいところがあります。それをどうして高校生活の3年も待たなくてはならないのかという問題もあります。

中学3年生でも能力のある子は、人格としての成長は別ですが、できる子を高校3年生まで大学受験を待たせる必要はないでしょう。白石主査 飛び級みたいなものですね。

川勝委員 ええ。飛び級です。そこで、学力テストをある種の資格テストをかねるようにして励ますなりすれば、理科とか算数では明確に能力差が出てきます。伸びる子は飛び級で大学に入れる。しかし、やがて人生問題に逢着して、文学や哲学をやりたいということになるかもしれない。そういう思春期から青年期にかけての子供たちのための教育システムを柔軟に考える。これは第3分科会のテーマになると思います。

白石主査 ありがとうございます。それでは渡邊委員の後に義家委員、手短かにお願いいたします。

渡邊委員 この陰山さんのを見ていますと、指導要領を改訂した後に50日以上の不登校が一気に増えているんですが、私はこの再生会議において、学習指導要領というのをさきほど座長がおっしゃったように、見直すべきだと思います。それをしっかり提言するべきだと思います。

というのは、実際私たち学校を運営する立場として、学習指導要領というのは、やっぱり損だみたいな、できればやりたくないという位置づけになっているわけです。それはおかしいことでありまして、本来日本人の高校生はこうあるべきだという、そのあるべき姿から逆算した知識の集積で、これは絶対にやらなければ国民が不幸になるという責任の中で提言すべきことだと思います。

ですから、学習指導要領というものを高校卒業時のあるべき姿を見て、しっかりと改訂をかけるというところを是非この再生会議で提言していただきたいと思います。

白石主査 ありがとうございます。義家委員お願いします。

義家委員 まず1つは、教科専科制、これは是非明記して具体的に進めるべきだと思います。特に小学校は全教科を教えますから、私も多くの小学校を見に行きましたが、同じ単元を教えていて全く違うんです。教師によって全くオクリティィーが違います。これによって、得手不得手は当然ありますから、高学年の専科教員、これは是非具体的に発信すべきだと思います。

それから、教科書の内容についてですが、去年実は中学校の教科書の採択が行われたんですけれども、全教科、全種類目を通しました。その中で数学もようやく学習指導要領に載っている発展というコーナーで、幾つか例示している、問題をつくっているものも出てきたんです。ようやくその風潮があるんで、この辺でしっかりと提言することというのはすごく大事だと思います。

3つ目が、さっき後期中等教育の話、高校の教育の話が出ましたけれども、この高校教育の再生というのは非常に学力の面では重要なんです。

実は何で公立高校が首都圏などではどんどん信頼がなくなってしまうのかというと、まず授業時間 60 分で専門的なことなどはできるわけがないんです。子供たちというのは、学校の教育は信頼していませんから、結局、塾のコマというのは大体 2 時間です。2 時間の専門的な授業を受けることを優先している。

現実に進学校などで起こっているのは、その教科の授業を受けながら別の教科の勉強をしているということも現実にはまかり通っているわけです。

更に公立である以上転勤があるわけです。だから、トップ校に勤務した教師が次 7 年くらい、仮に偏差値の低い学校に勤務していた。そうしたら、トップ校レベルの授業をやっていたら学級崩壊しますから、当然土台を下げた授業を 7 年、8 年、9 年とやるわけです。その後またトップ高校へ行ったら、もう取り戻せないような状況にもなり得るわけです。

だから、どういう形のトップ校というのを維持していくのか。これは教員も含めて考えないと、長い間いると、我々教える人間の内容というのも生徒に当然合わせますから、その辺の転勤も含めた公立高校の後期中等教育の在り方というのもしっかりと、点検すべきだろうと思います。

やはり学力向上とか、野依座長がおっしゃるような方向をやるときに、大学だけではなくて高校でしっかりできていないと、その先というのはないですから、やはり公教育の高校の在り方を抜本的な再生が必要だと思います。

白石主査 ありがとうございます。

もう大幅に時間を超過してしまして、まだ、御意見があるかと思うんですが、池田座長代理と山谷補佐官から、今の 2 つのテーマについて、締めくくっていただきたいと思えます。

池田座長代理 私から一言。

学習指導要領に関してですけれども、皆さんが言われるとおりで、私もそういう形で進めていただきたいと思えます。特に前回の合同分科会だったでしょうか、小宮山さんから、また、今、小野さんからも話がありましたように、これまでの画一的なものから、多様性という形で、やはり学校がある程度指導要領に幅を持たせて、その中で学校の特色を出していくというものがない限り、現在のような画一的なことをやっていたんでは、学校間で新しい成長はないような気がして私はなりませんので、それを是非強調していただ

きたいということ。逆に最近、学習指導要領の小学部、中学部の道德のところを見てみますと、我々が今考えていることはすべてここに網羅されているんです。それが学校の現場の中で落とし込まれていないということ、これはやはり何か原因があつてのことであろうと思いますので、私はこの際学習指導要領、特に道德のところは実践していただくということ。これを切にお願いしておきます。

白石主査 ありがとうございます。最後になりまして申し訳ありません。山谷補佐官お願いいたします。

山谷総理補佐官 本当にありがとうございました。資料2と資料3という形で用意していただき、また検討項目をたくさん並べさせていただいているわけでございますけれども、皆さんの意見を聞きながら、1月のとりまとめに向けてはもう少し柱がびしっと、学校再生というのはすべての公教育で基礎学力、つまり教育の機会均等と品質保証が確保される。安心して保護者が任せられるんだという考え方の下に、基礎学力の向上、教員の資質向上の問題、そして評価・サポート体制という形で肉付けをさせていただきたいと思います。この資料2と3をそのまま張り付けただけでは、全体像が見えないと思いますので、そのような形にして皆さんにお戻りして、御意見を賜ればと思います。

ありがとうございます。

白石主査 ありがとうございます。今日はこの2つのテーマで、ペーパーをお出しいただきました先生方ありがとうございました。

今、池田座長代理がおっしゃいましたように、画一性の排除や学校の多様性の確保と、各学校が特色を出すというところは、今日は3つのテーマをとりまとめるペーパー1のところにもっと強く打ち出していくべきではないかと私は思いますので、いただいた御意見を盛り込みつつ、この資料1の整理をさせていただきたいと思います。

今から非常に短くて恐縮ですが、10分間休憩をしました上で、10分後に再開をさせていただきます。最後の第1分科会のテーマでございます「学校、教育委員会システム改革」の議論に移らせていただきたいと思います。

(休憩)

白石主査 それでは、第1分科会の最後のテーマでございますが、「学校、教育委員会のシステム改革」にうつります。門川委員と義家委員からまず、ご発言いただきます。門川委員からはペーパーを出していただいておりますので、義家委員は口頭で御説明ということでございますので、門川委員、義家委員、そして山中副室長の御説明ということで、それぞれ5分程度ぐらいで大丈夫でしょうか。よろしく申し上げます。

門川委員 教育再生、学校再生は大事です。同時に、今話題に出ていました家庭、地域の教育力についても、京都市では喧々諤々の議論をしてきました。結局、PTAとかおやじの会などと一緒に家庭を学びの環境にしようと「家庭学習の手引き」を作成しました。高校生が家で1分も勉強しないのが4割、これが日本の状況です。その手引きの最後の方

に、家庭でのインターネット利用の8つのルールを掲載し、また、家庭学習と学校生活の関連、あるいは家庭で家族と夕食をとめているかどうか、それと生活の満足度、朝御飯と学力、テレビの視聴時間と学力、家庭の学習時間と学力、これらについて、2,000人を対象に調査し、相関関係が裏付けられました。そこで、この「家庭学習の手引き」を全部の親に渡して、例えばせめて小学校1年生、2年生は15分から30分は勉強する雰囲気をつくりましょう、学年掛ける15分ですね。同時に家で一緒に家事をしましょう、子供の目を見て会話をしましょうなどの「家族の宿題」を示しました。今、理科離れと言われますが、学校で理科を教えても、家庭生活の中に理科の関心を促すものがない。生活の中に学びがない。例えば、アントレプレナー、起業家教育をやろうとしても、幼稚園から小学校、中学校、高校と、ちょっとでもいい大学に入って、大きな企業に勤めさそうと、そんな家庭教育をしていては、アントレプレナーは育たない。

こういうようなことでして、家庭も地域も変わっていかねばならない。そういう下で、学校運営協議会や学校評価システムを進め、地域ぐるみの教育改革を実践しておりますので、資料4-1に基づいて御説明したいと思っています。

1ページ「京都市における学校運営協議会制度等について」。既に33校で、学校運営協議会を設置しており、今年度中に55校から60校に拡大する予定です。これは全国の半分近くになるのではないかと思いますけれども、子供たちの教育について、学校・家庭・地域が情報を共有する。情報の共有は課題意識の共有、危機感の共有につながる。同時に、それを行動の共有に高めて、そして、評価も共有しよう、そういう考え方でやっております。

2ページではこのことを表にしています。学校運営協議会を法的に言いますと、学校の教育方針について、学校運営協議会の委員が承認する、あるいは意見を表明する。人事についての意見具申をする、そういうようなものになっていますけれども、我々はそれを公募した親も含めて、市民、つまり学区民も含めて、家庭と地域と一緒にボランティアをやってもらう。学校運営に参画してもらう。そんなことを進めております。

今の教育で一番大事なものは、それぞれの学校、教師、そして、親、地域が当事者意識を持って取り組むことです。文部科学省が悪いとか、教育委員会・学校が悪いとか、これはもちろん改善しなければなりません。しかし、地域ごとに育てたい子供像を共有し、教師と一緒に、親と一緒に、地域ぐるみで実践していく。そのために学校は情報を公開していく、参画を求めていきます。そして、結果についてもみんなが責任を持つことが最も重要です。

こんなことで、例えば、どこの学校も学校運営協議会の下に企画推進委員というのをつくりまして、学校評価部会、学習支援部会、学校安全部会、図書館活用部会とか、少ないところで5つぐらい、多いところで12ぐらいの分科会をつくって、少ないところで50人ぐらい、多いところで200人ぐらいが、教職員とともに学校運営に参画していく。学校教育活動に参画していく。ボランティアで汗を流す。そんな形でやっています。

その次のページ、「京都市における教育委員会制度等」ですけれども、私どもは、教育委員の識見と、教育委員会事務局職員の専門性の総和が「教育委員会力」だと思っています。同時に、教育行政のプロを育てる。同時に、専門職の教師と二人三脚で融合して力を発揮していくことを進めています。同時に学校裁量権を拡大して、学校ごとに、地域、保護者の評価を受けながら高まっていく。そして、教育委員会と市長部局との関係ですけれども、京都市の場合、都市経営戦略会議、あるいは政策推進会議に参画して、京都市全体としての行政評価システムというものを受けております。第三者機関とそれから3,000人のアンケート、市民からのアンケートでもって政策評価をやっていく。そういうことをやっております。

あと市長部局と教育委員会とは、例えば、生涯学習の一部、あるいは社会体育、あるいは文化財保護行政などは市長部局で執行させています。逆に、私学行政は全部教育委員会に所管するとか、そういうようなことを行政の縦割りを廃して、役割分担を柔軟に変えてやっております。

それから、政策立案の段階から市民参加を求めていく、保護者の参画を求めていく。京都市では、教員採用試験の二次試験の面接官に、企業も含めて72人の民間人が入っています。教員評価システムについても、教員表彰制度についても、民間の人も選考委員会に参画する、そういうようなことをやっています。

このように、経済界・大学などと一緒に、20を超える市民参加のプロジェクトをつくって、行政が主導でやるのではなしに、経済界も大学も市民も保護者も含めているんな取り組みをしていく、そんなことをしています。

6ページを見ていただきたいのですが、「京都市における学校評価・教職員評価について」であります。学校と家庭、地域がともに高め合う。まず、育てたい子供像を共有して、評価と行動を共有するということでもあります。

そのために、学校は、きちっと説明責任を親にも地域にも果たしていく。そして、ボランティアに参加いただく、PTA、保護者、地域の人にきちっと評価もしてもらおう。なお、児童、生徒による評価実施後は、昨年が25%ぐらいでしたけれども、今年度中に児童、生徒の評価を全校で行います。小学校では、今、9割近くが行っています。

そして、関係者が当事者意識を持って改善につながる評価にしていくことが重要であります。こういうのを当事者評価と言っていますけれども、まず、教職員がきちっと自己評価する。そして、保護者の評価、児童・生徒の評価、そして地域の評価、それらを継続的にやっていって、そしてそれぞれが改善につなげる。評価のための評価になってはだめだと思ふんです。先生が評価のために一生懸命で子供は自習しているということになったらだめだと思ふんです。

それで、当事者評価の客観性、信頼性を担保していくために、外部専門家を含む評価専門委員会を設置して、この評価の在り方を検証していく。そういうことで今進んでおります。

次の資料を見てほしいんです。主旨を図解し、またサンプルを示しています。まな板の上に学校の先生と学校の教育活動をのせて、親が、地域が、あそこが良い、悪いと言っているでも始まりません。お互いが課題を認識し、改善しなければなりません。例えば、学習意欲も一緒に育てていこうと、学校生活、学習、授業の振り返りアンケートという形で、この事例は小学校の低学年が中心ですけれども、「あなたは学校生活をどのように過ごしていますか」ということで、学校や学級の決まりやルールを守れていますかとか、あいさつできていますかとかを子供に聞く。そして「あなたはどのように学習に取り組んでいますか」。その中で先生の話はわかりやすいですかとか、そういうようなことも聞く。

その次は、中学生、ないしは小学校の高学年向けのアンケートですけれども、家庭で復習や宿題はできていますかとか、わからない時は質問していますかとか、子供は自らに問いかける。同時に、先生の説明は工夫されていますか。授業の進み方はあなたにとって適切ですか。板書は工夫されていますか。そういうようなことも聞く。また、学校生活は、楽しいですか、友達との関係はどうか、ということも聞く。そして、みんなが振り返る。教師は授業を振り返る。

次のページです。これは、保護者向けのアンケートです。親は早寝早起き・正しい生活、健康な生活などを心がけていますかとか、家庭でちゃんと朝のあいさつができていますかとか、そういうことを親も振り返ってもらう。同時に、子供がちゃんと学校生活の満足度をどう思っていますかということも問いかける。自らも振り返る。それは教師もやる、子供もやる、親もやる、こんな形で改善につながるような評価をしていく。三者が評価も共有する。そして、改善につながっていく。そういうことを目指してやっています。

教育委員会がこれらのガイドラインを出して、それを受けて、それぞれの学校で、PTAや地域と一緒につくってもらう。改善につながるものにしていく。ということで例えば、今年重点目標はここにしようではないかということがあると、どんどん変えてもらう。全市でやりながら、いいものがあれば、それを参考にして改善していく。画一的に関係のない第三者が来て、この学校はどうやこうやということでは、当事者意識を持った改善につながるものにはならないではないか。当事者意識を持って、自らも変え、相手にも意見を言う。こんなことが何よりも大事です。

最後に、次のペーパーで、「複数教頭制の拡大について」を配っていただいています。是非、教頭複数制を拡大してほしい。校長のマネージメント能力が問われるのは当然です。しかし、本当に校長と教頭は雑用と対外的な折衝に追われている。一番大事な授業、あるいは子供との関わりに専念できない状況になっています。そこで、複数教頭制にして、1人の教頭は、教育の中身に専念できるようにということをお願いしたいと思っております。

今、国では、小学校で27学級以上、中学校で24学級以上が教頭の複数配置基準ですので、全国の学校の2、3%に定数配置されています。せめてこれを19学級以上にすれば小学校で2割、中学校で1割余りに複数配置されます。将来的には半分ぐらい、平均規模以上の学校は、専任教頭複数制にして、同時に、1人の教頭が授業の在り方、教育活動をき

ちっと見るができるようにしていただきたいと思います。

時間がありませんので、あとの「京都市における教員年齢構成とその対応について」、  
「京都市での教員の資質・実践的指導力向上を図る教員研修について」は、ごらんいただき  
たいと思います。

白石主査 お忙しい中、資料を提出していただきありがとうございました。また、時  
間も短くて申し訳ありません。

これに対して、逐次御質問、御意見を伺いたいんですが、まとめてとさせていただき  
たいと思います。

それでは、義家委員、お願いします。

義家委員 門川さんと重ならないように幾つか提案、そして指摘したいと思いきれ  
ども、1つどうしてもなんですけれども、教育委員会事務局のプロの育成、これは京都で  
は非常に意識を持ってやっているわけなんですけれども、これは人事の中で教育委員会の事務  
局の幹部とかが、例えば、3年に1回とか転勤してしまうと、またそれが振り出しに戻っ  
ていってしまう。その意味では、市長部局が意識を持って、教育委員会事務局のプロをど  
う長い年月をかけて育成していくのかという意識を首長に持ってもらうこと、これは非常  
にまず大事なことだと思います。

それから2点目として、町村の教育長の問題です。これは福岡の筑前町でも、今表れて  
いるような問題だと思うんですけれども、資料4-2にもありますように、市町村の教育  
長は68.4%、約7割が学校現場出身、つまり校長先生出身なわけです。その中で、学校と  
非常にべったりになってしまう部分がある。そこで、具体的な教育行政としての厳しい提  
案というのなかなかできない。なれ合いの教育行政になっていく可能性がある、その意  
味では、この町村の教育長の問題、例えば、1つの方法として、都道府県教委が町村の首  
長を選任するとか、あるいは承認するとか、そういった具体的なところも出していって考  
えていかなければ、今回の筑前のような問題が起こり、日本全国で起こっている問題なの  
でだめだろうと思います。

それから、もう一点、具体的に学校現場で問題が起こったとき、あるいは教育委員会  
の方針についての説明、これを行うのは、学校席がある指導主事の先生方、指導主事の方  
たちなんですけれども、この指導主事というところの地位の位置づけも非常にあいまいな  
んです。

実は、この学校席の指導主事たちは、学校現場に戻っていくと、教頭、あるいは副校長  
として戻っていくわけです。だから、結果的に校長先生に強い指導はできないわけです。  
どちらかという、学校寄りの報告を教育委員会事務局にする、だから、大きな問題があ  
っても、小さな問題として報告していくというような傾向も実は、この指導主事の問題に  
ついてあるわけです。この指導主事の先生方の地位の明確化、これも焦眉の課題、そして  
責任です。地域の明確化と責任、それも明確にしなければならないだろう。

それから、今、開かれた学校という形で全国で取り組んでいますけれども、教育委員会

は、国民の目から見たらブラックボックスです。何やっているのか実はわからないというような状態。だから、開かれた教育委員会にまずしなければならない、その意味では、私はこれはずっと言っているんですけども、排他的評価ではなくて発展的評価を一生懸命やっている教育委員会には予算をつけていくというようなマニフェストを出させて、発展的評価をしていく必要があるだろうというふうに感じます。

それから、先ほどの話とちょっと重なるんですけども、例えば、学校長が教員評価をするにしても、大規模校だったら、先生が50人とかいるわけです。50人の先生の授業を見るというのははっきり言って不可能なわけです。不可能とまでは言わないまでも大変。せいぜい年間1コマぐらいしか見られないで、授業評価まで行くと、その意味では、先ほど門川さんおっしゃったとおり、教頭、これをどんどん増やしていき、校長先生をサポートする、そしてまた、校長先生に助言やあるいはそれはだめですよということも与えるような教頭職というのを増やしながらか、教育委員会と連携していくような仕組みづくりというの、学校のために行っていかなければならないだろうなと思います。

やはり一番焦眉の課題としては、町村の教育委員会の問題をどうするか、それから、指導主事の位置づけ、ここをあいまいにしたままだと、例えば、いじめ問題でも、学校で起きている問題でも、それぞれの都道府県などの教育長までは届かないことがほとんどになってくるだろうなというふうに感じます。

白石主査 ありがとうございます。

それでは山中さん、お願いします。

山中副室長 では、資料4でございますけれども、本日のたたき台でございます。学校、教育委員会ということでございます。

1ページ目でございますけれども、まず、学校の組織・運営ということ。外部評価の導入という点でございます。

また、2ページ目として、責任あるマネジメント、先ほどございました教頭とか副校長の新設と複数配置、2番目は、それ以降が教育委員会でございますけれども、教育委員会の情報を積極的にいうという点がございます。

また、今後引き続き検討していこうという事項として2ページの3以下でございますけれども、教育に対する国の責任の明確化ということで、一方で にありますように分権化と国として評価をする。また、問題のある教育委員会に対する措置というものがございます。

3ページ目ですけれども、4として権限をできるだけ学校現場に移譲するという。これは今後の検討課題でございますけれども、5番目として教育委員会の在り方の見直し、また、最後のページで、教育委員会がチェックを受けるということと、また、教育委員会、学校を評価する監視機構の設置というものを検討したらどうかというのが将来的な、今後の検討課題ということで、挙げられているところでございます。

また、資料の4-2でございますけれども、これは前回、教育委員会についての情報と

いうものが少なかったということがございまして、事務局の方に用意しろということで用意させていただいたものでございます。

また、中はごらんいただけたと思いますが、目次のところにポイントが書いてあります。教育委員会制度、これは政治的中立性の確保。継続性・安定性の確保ということから設けられたものでございまして、教育委員さん5人が非常勤でございます。では、だれが実施するのか、これは教育長がうちの1人ということで、常勤が決まっているということでございます。

また、その中立性、安定性の確保のための仕組みというのが4ページ目でございます。教育委員の状況はどうかということですが、例えば保護者でございますと、都道府県では16%、市町村では14%の人が入っている。教育長の現職、一体どういう人が実際に行う教育長か、都道府県では教職研究者が26%、市町村の方は68%という状況でございます。ただ、都道府県の方でも、教育行政の経験者が76%というふうなことでございます。

あと、事務局体制は市町村が非常に弱体だというのが7ページにございます。また、教育に対する市町村長、知事と教育長、教育委員会の関係でございますけれども、その点について8、9ページにございます。

長の方が、教育委員を任命する、あるいは予算を設けるという点がございます。教育委員会制度の歩みというのが10ページ目からございますけれども、そもそもこの教育委員会制度、戦後取り入れたという辺りが10ページからあります。初めは、教育委員公選でやっておりましたけれども、それが今のような長が任命して議会が承認をして、そして教育委員が選ばれるという制度になっております。

以降、地方行政の分権化という流れが書いてあります。その中で、11ページは分権一括法ということで、文部科学大臣の権限というものが地方の方に移ってきているという状況がございまして。

あと、県費負担教職員制度というのが13ページにございます。これは市町村の小中学校でございますけれども、公立の小・中学校はほとんど市町村がつくっております。ですから、通常はそこにいる先生は、市町村の職員でございます。ところが、その任命権がどこにあるかといいますと県が持っているということになっています。

なぜかという、非常に学校の先生の数が多い、そして給料は一定の額を払わなければならない、そうすると、市町村、小さな市町村にとっては非常に財政負担が重いということがございまして、県が一律に任命権を持っているということになっています。では一体、学校の先生を見てるのは市町村が多い、人事権が県だ、これはどうするんだというところがございまして。その点については、市町村の教育委員会が学校の校長の意見を聞いて、それに基づいて都道府県の教育委員会に内申という形で、こういう人事をしてほしいという意見を言うことになっています。

それで、都道府県の教育委員会の方は、それを尊重しようという仕組みになっています。そういう中で、市町村にあるたくさんの学校の教員の人事を市町村の教育委員会を

通じながら県が毎年動かしているという構成になっております。

あと、教育委員会制度、いろいろ問題が指摘されておりますけれども、最後の16ページから19ページのところで、どういう意見があるかというところがございます。例えば、地方制度調査会ですとか、規制改革の方、あるいは市長会、町村会、これは教育委員会、すべての市町村、都道府県に必ず置くということになっておりますけれども、これを必置義務の撤廃といいますか、任意設置、置こうというところが置くということにしたらどうかという提言も行われています。

一方で、経済財政諮問会議、あるいは中教審、日本経団連等、今、ある教育委員会制度、これをしっかりと生かして、これを今あるような政治的中立性ですとか、住民の意思の反映といったものがしっかりとできるような、そういう改革を進めようという提言、こういうものも行われておるといふ状況でございます。

以上です。

白石主査 ありがとうございます。短時間の中で事務局の方々も本当にありがとうございました。参考になる資料だと思います。

さて、残り20分でございますか、どこからでも結構でございます。門川委員のペーパーに対する御質問・御意見、義家委員の貴重な御意見に対する御質問、今の事務局説明合わせで検討してまいりたいと思います。

門川委員 早口で説明しまして、私の資料「京都市における学校運営協議会制度等について」の1枚目の一番最後「教職員の多忙化」と書いてありますが、その上の「成果」を「成果と課題」に訂正します。学校運営協議会は概ね、70~80人の地域保護者の代表と全教職員でやっています。1か月に1回くらい夜7時ごろから教師はボランティアでやっています。超過勤務手当は出ませんし、そういうことをやってくれて、非常に熱心なんですけれども、非常に大変です。多忙化ということが課題です。この「成果」というところに「課題」が抜けています。

原則的に一人教員の加配をいただいているんですけれども、それでも教員は足りません。しかし、これをきっちりやっていったら親も子供も変わっていく。教育再生の1つの方法です。また、地域ぐるみの教育も、放課後プランなどもこれを土台にできたらいいなというのを思っています。

この文章のことでよろしいでしょうか。

白石主査 お願いします。

門川委員 資料4の1ページ1.の「学校の外部評価を導入する」なんですけれども、「その際に、地域の多様な人材が評価に加わるよう配慮するとともに、その評価基準を明確にし学校評価を行う」、この部分ですね。多様な人材が加わるように配慮し、育みたい子供像を共有し、評価も共有するとの考え方の下に、評価のガイドラインですね。どこが基準をつくるのかわからないんですけれども、評価のガイドラインを明確にし、各地域の特色を生かした学校評価を行う。こんな形がいいかなと思います。

白石主査 それぞれの学校で工夫して、地域の実情に合わせてガイドラインをつかって、育てていく子供像も共有するということですね。

門川委員 ガイドラインというのがある程度・客観性、信頼性があると思うんです。それに地域の特色を入れていく。

野依座長 ガイドラインは必要だろうと思いますけれども、評価すると言いますと、大学などでこのごろ研究者も評価されているんですけども、評価しやすい項目しか評価しなくなるんです。外形的、あるいは数値的に表せるものしか評価しなくなって、それは大変弊害を呼んでおりますので、評価する場合には、勿論、客観的に見るということも必要ですし、しかし、被評価者がある種の主張をできるようにすべきだろうと思います。研究社会で評価法というのは非常に大きな問題になっています。

品川委員 門川委員に質問が1つございます。家庭の学びの環境というのはすごくいいと思ったのですが、これだけ機能不全家族が多いという現状を踏まえまして、こういった工夫をされておられるのでしょうか？たとえば虐待されている子どもとか、そういった可能性のある家庭にはどういうふうアプローチされていらっしゃるのでしょうか。

門川委員 P T A、おやじの会で勉強会をしてもらいます。それと、P T Aとか元気な地域の人に、子育てサポートチームや生涯学習サポートチームとかいうボランティアグループをつくってもらって、家の中までは入れない。しかし、戸口までは行こうじゃないかということをしつづつですがやっています。

今、子供の見守り隊というのを全小学校でやっていただいています。それができてきたときに、ある小学校区なんですけれども、30年程前にできた団地に、非常に独居老人が多い。その地域の学校は一人親家庭、母子家庭、父子家庭が4割から5割、そういう地域なんですけれども、今回、独居老人の見守りサポート隊ができた。学校の子供とそのサポート隊と一緒に独居老人を訪問するという関係が学校を中核にできてくるというのがあるんです。そういう形をつくっていかないと、地域がよくなりませんし、家庭も子供もよくなりません。地道な取り組みです。

しかし、本当にそういうことをやってくれる人は保護者の数%です。1クラスに2、3人いるかどうか。200人の親の内、10人いてくれたらチームを組めるんです。ところが、通学区域を自由化すると、少し余裕のある人、少し教育に関心の高い人、志の高い人が、隣の学校に行ってしまったら、その地域はゴーストタウンになってしまう。そこが私どもがこだわっているところなんです。地域の子供は地域で育てよう。そのために孤立している親がいて、地域の教育力が低下している。地域力が低下している。そこをつなげ、高める仕掛けをつくる。この学校協議会も、地域の教育力を高め、また、コミュニティの再生サポートチームなどを作るための仕組みをつくる。きっかけをつくる。そんな感じですよ。

渡邊委員 教育の分権化というのは非常に重要だと思います。ですから、この教育委員会の在り方を再生会議で提案をするということは重要だと思います。そのときに私はこの

教育委員会にも属している中で、教育委員会の中途半端な独立というのが今、日本の教育をだめにしていてと思っています。独立した教育委員会の権限と責任を明確にして、国がしっかりとした基準をつくり、評価し、基準項目を明確にし、国が絶対にこれをやりなさい。あとは自由ですよという権限と責任を明確にすることが重要だと思います。

ですから、この再生会議においては、この再生会議の中で、では基準は何なの。あとは門川委員みたいな京都ですごく一生懸命やられている。この基準の中で全部好きにやっってくださいというような取り決めを明確にしなければ、この再生会議における教育委員会の提案がしっかりとされないのではないかと思います。よろしくをお願いします。

白石主査 それでは、葛西委員、陰山委員といきたいと思います。

葛西委員 門川委員御提案の中に複数教頭制というのがございます。これは管理職というのは非組合員というふうに理解してよろしいんですか。

門川委員 管理職です

葛西委員 もし可能であれば、複数教頭もいいと思うんですが、例えば、学科の先生の中で、経験なり力なりのある人を指定して、その人が労務指揮権を持つという立場にする、つまり、組合員でありながら、労務指揮権を執行するというやり方もいいのではないかと思います。

会社の場合そうになっている例も多い。例えば当社では、

助役というのは組合員ですけれども、指揮命令権を持っている。学校の中でもそういう管理的業務に当たる人は指定すればやらせることができるという形は取れないんでしょうかね。そうすると、複数教頭制などにしなくても、例えば学年の主任の人、あるいは学科の主任の人を、管理者と指定すれば、いろんな意味で自分が教えること以外にもほかの人たちのことにも目を配ることができるようになるような気がするんですが、それは法律的に無理なんですか。

義家委員 今、主管制度というものを導入していて、これは全部の都市ではないですけれども、神奈川、横浜でも今回主管制度を導入しました。

葛西委員 管理職にするかどうかなんです。管理職と同じ役割を果たすように勤務指定をすれば。

義家委員 東京都などは指揮命令権を主管は持っているのではないでしたか。

葛西委員 役職の差、つまり、超勤がつくつかつかないかという差がなければ、管理権の行使ができないということはないのであって、優秀な先生については、主管としてほかの先生たちのことも、バックアップするという管理職としての勤務指定さえすれば、その人は教頭と同じ役割を持つことになるんですが、それは教員組合が反対するからできないということなんじゃないでしょうか。

小野副主査 反対します。

葛西委員 でも、それは乗り越えないと、とてもじゃないけれども、学校の教育改革はできないと思います。

小野副主査 連絡調整・指導助言をする主任という制度は今あるんです。ただ、管理職ではないんです。

山中副室長 資料に主幹というのがございますが、それがそういうふうなものです。

小野副主査 おっしゃるように管理職としてやる。

葛西委員 そうすると、例えば勤務指定主任で、賃金カットするとか、行政処分の対象にするということを指揮することはできるんですか。

小野副主査 管理職にすれば職務命令は出せます。

葛西委員 わかりました。

白石主査 よろしいですか。では、陰山委員お願いします。

陰山委員 この中で気になっているのは、パウチャーの考え方というところで、人の集まったところに予算措置もする。人の集まらないところというのはスラム化するんじゃないかというものすごい心配があるんです。

先ほど私が見ていただきましたように、家庭の問題というのが学校教育にものすごく大きな影響を与えている。つまり学校改革というのは、コミュニティー改革というより家庭の改革というものを抜きにしてできないと思うんです。

ですから、制度的にもコミュニティーをどのように再構築をしていくのかというビジョンを持ったものが私は望ましいんじゃないかと思うんです。そういう点でやはりコミュニティーを生かした制度を持っていくというよりも、尾道でもそうでした。そういうことが私は必要ではないかと思うんです。

もう一点は、コミュニティーにすることによって、学校運営協議会という組織をきちんとつくって、これをある程度安定した機関として運営していく。我々も実はそうなんですけれども、校長がころころ代わると、かなり変わるわけです。そのときに私も今、土堂を離れていますけれども、ずっと運営というのは、大体基本的なものは同じように残されています。

なぜかという、地域学校運営協議会というものが存在をしていて、ミッション・ステートメントを出してそれをきちっと学校の方に行っていて、この両者の話し合いがきちんとなされているから、それができるわけなんです。やはりそういうふうな地域を掘り起こしていくという、そういう仕掛けがあるということが大事です。

なおかつそのことによって、組合による人事に対する介入みたいなものも、要は情報がクローズされているから、密室でそういうことが行われるわけで、これをオープンにしていくというようなことの中で公平性も確保されるように思います。

白石主査 済みません。学校運営協議会というのは、国でもモデル的におやりになって、京都市でも実践されていますが、全国的には余り積極的でないところもありますね。私がここにパウチャーと書かせていただいたのは、何も全国的にやるのではなく、導入したい地域はOK。京都市のようにみんなで自分の地域の学校をよくしていくのもOKというふうに、複線があってもいいのではないかと書いて書きましたので、これを全部100%導入す

るということではないというふうには是非御理解いただきたい。それぞれの地域の中で選択制を設けて創意工夫をしていくという意味でございます。

川勝委員 まさにそのとおりで、今、地域と言われましたが、門川委員の言われたのは、まさに地域教育の模範、これが教育委員会でどこまでできるかという事例ですね。

資料4の5行目に「国や地方」とあり、あとは「地域」とあります。「中央」対「地方」なので、「地域」に統一した方がいいでしょう。地域分権化の流れにも沿います。

一方、先ほど野依座長が、自然科学の数学とか理科は、いわゆるグローバルと言うか、地方色とは関係ない。そのレベルをどう上げるかが課題です。

歴史、社会、文化、地理は、理科・数学とは違って、地域の人たちに誇りが無いといけない。どうしたらいいか。それは地域において教えることです。その事例として、配布資料に「ジュニア日本文化検定 歴史都市・京都から学ぶ」と書いてありますが、これは京都を中心にして日本を説明する。地域に立脚した、こういうテキストブックが書けるわけです。

これは画一的な教科書ではない。理科とか数学ではそうはいきません。理科・数学は能力に応じて画一的な内容で上級に進めばいい。スポーツ、芸術もある意味では能力としては普遍的な基準ではかれます。歴史、社会、文学、文化に関わる教科は、多様性が大事で、面白くない日本史・世界史の教科書の記述と比べたときに、このような検定のテキストがいかにも面白いかという好例です。

門川さんのさっきの雑談によれば、検定試験があるそうですね。

門川委員 4年生以上全員に配布しまして、中学校にも希望者には配るんです。この11月の末に5年生、6年生のほぼ全員が基礎コースを学校で受けた。

川勝委員 そのようにジュニアとシニアに区別された検定があって、シニア検定は全国の人が受ける。そうすると、京都を観光できる資格を持った気分になります。これらを通して、京都の地域力が上がるのです。実はほかにも、金沢検定、鹿児島検定などもあります。これからは日本全体をガイドする人のために日本検定を導入するという観光協会の動きもあります。

これはまさに日本人が自国や地域について誇りを取り戻すかこととかかわっています。血も肉もある教科書です。普遍的な学科と、本来多様な人文科学的な学科との両立をどうするかに関わります。

白石主査 ありがとうございます。海老名さんが少し先でございました。

海老名委員 地域のコミュニティーを活発にするには、やはり担任の先生とPTAのお母さんたち。その話し合いがうまくできていますと、地域に広まっていくんだろうと思います。それでないと、発信の仕方ができないような気がするんです。まずは先生と母親、父兄、それと地域だろうと思います。それをくめて活性化していきたいなという思いがいたします。

ですから、やる気満々のお母さんはいるはずなんです。そのお母さんと先生と組んでいただいて、それで広めていただきたい、そんな思いです。

それから、今もお話ありがとうございましたけれども、道徳は確かにいいと思いますけれども、昔の道徳、修身と申しまして、幼いときから、うそをついてはいけないよとか、4、5年生になりますと、偉人伝、立身出世。例えば『中江藤樹の母』というのがございましたけれども、そういうのを幼いときに読んでおられますと、ずっと頭に入っているんです。いけないこと。いい、悪いのよさを道徳の中でしっかり教え込ませておられます。ですから、道徳は絶対的に幼いときから必要だろうと思います。これを是非取り入れていただきたい。

その中には偉人伝、それから伝統文化も入っておりますし、含めてそういうものを取り上げていただけたらいいかなと思います。

白石主査 ありがとうございます。品川委員お願いします。

品川委員 3点ございます。1つめは、教育に対する国の責任を明確にするというところ。わが国には学習の指導目標がございます。ですが、目標がどこまで達成されたのかを確認する評価がございませんし、それが無いのですから当然全国水準のノームもございません。海外で教育の取材をしておりますと、一番疑問に思うのはこのジャパニーズ・リサーチ・ベースの実態が不明でノームもない点です。こういったデータを出していくには5年、10年とかかかるかもしれませんが、子どもたちの教育権が保障されているかどうかをチェックするときの指標にするためにも、すごく大事な作業だと考えております。

2点目は、校長に権限が移譲されるという点についてですが、この点については賛成です。京都市の資料にも、校長がプラン・ドゥー・シーで学校を経営していくということがかかれてありました。ただ、権限を移譲するのであれば、しっかりアカウンタビリティ、説明責任を盛り込むことも必要だと考えます。

3点目は、ここに書かれていない点なのですが、是非入れていただきたいと思ひまして申し述べます。つまり、反社会的な保護者に対して、校長が指導権を持てるようにしてほしい、ということです。たとえば、運動会でちょっと怪我をただけで校長や担任を脅迫したり、訴えたりするような保護者が現実にいます。そういうことがございますと、学校側は身動きが取れなくなるんですね。ですので、校長に権限を移譲するのであれば、そういった非常事態が起こったときに、学校側を守るために校長が動けるような仕組みが必要だと考えます。私が知っている範囲でも、保護者が学校で暴れたり、校長をバットで脅したりするなど、校長に船長のように逮捕権があったらいいだろうなと思うようなケースもあるくらいです。というのも、学校側は警察の介入を基本的に嫌がりますから、こういう事態が起こったときの対応が非常に難しいんですね。子どもたちの教育権や成長発達権を守るという意味においても、教員を守っていくことも大切なことだと考えます。校長の逮捕権がいいのかどうかはわかりませんが、それでも、何かがあったときに国や地方自治体を守るようなシステムを作らないと、教員側も気の毒だと考えます。

門川委員 3ページの真ん中の辺、「学校に権限を移譲するに当たっては」云々のとこ

るです。頑張っている学校に柔軟にということが書いてある。同時にですけれども、先ほどのところでは学力不振な学校には特別な手立てをしようということが書いてあった。それと同じように、同時に課題のある学校へは特別な支援と指導を徹底する。両方する。いいところを励まし、トップクラスのいい学校をどんどん励まし、これはパイロット校です。落ちこぼれている学校、しんどい学校、ステップアップ校と両方やっていると、真ん中もよくなってくると思います。

ですから、同時に課題のある学校についても特別な支援・指導の徹底ができる制度にしていきたい。

海老名委員 全く一般的な考えなんですけれども、何校かの学校を回りましたら、きたないのときれいな学校の差が大変ございます。学校へ入って、ほこりだらけ、ごみだらけでいたいところで平気で学んでいる。とても考えられないんです。ここで勉強しているのかと思うような学校がございました。

そういうのをときどき検査をするとか、そういうシステムというのはいないのでしょうか。学校清掃システム検査。余りにも違いがあり過ぎます。

白石主査 わかりました。ありがとうございました。

それでは、そろそろお時間もまいってしまったようで、もっと議論すべきところが残っているかもしれませんが、今日は皆様からちょうだいした御意見、御指摘以外にもしございましたら、お帰りになるまでに、またはお休みになるまでに、今日お配りしたものの中に赤を入れていただいて、私もしくは事務局にちょうだいできれば、極力いろんな御意見を盛り込むようにさせていただきたいと思います。メールではできますが、今日の時点でお気づきの点がございましたら、是非置いていっていただければと思います。

適宜できたものを皆さんにお返しをして、確認をしていただく作業を来週以降させていただきたいと思います。

(小宮山委員入室)

白石主査 小宮山先生、第1分科会の、3テーマを議論してまいりました。冒頭にて小宮山先生からペーパーをいただいていることも御説明をさせていただきました。これは盛り込む方向で検討していただくということを申し上げました。小宮山先生には、事務局の方から後ほど御説明ということでよろしゅうございますか。

山中副室長 時間の関係で半までにこの第1分科会のところの議論を終えようということになりました。

小宮山委員 知の爆発的な増加で生涯教育が極めて重要なポイントだと私は思っています。ゆとり教育の問題については、詰め込み教育の反省から、ゆとり教育が出てきたのであり、これをもう一回もとに戻す、というだけではよくなるはずがありません。20世紀の間に、知は1,000倍以上に増えていますが、この問題にどう取り組むかが大事です。我々は「知の構造化」と言っているけれども、それをどうやって教育の中身に反映していくかを検討する必要があります。それで大学が、例えばセンターを設置して教員の継続教

育を行うということなどを提案していますが、これはゆとり教育を議論するときの本質だと確信しています。

ゆとり教育で時間数が減ったから、それをまた元に戻すという議論だけをしていたのでは、教育再生になりません。

白石主査 知の構造化のところをきちんと書き込む。

小宮山委員 ゆとり教育というものをどう評価し、どのように変えるべきなのかを考えるにあたり、時間数を元に戻すという議論だけでは問題の解決になりません。詰め込みとゆとり教育を繰り返しては、教育は完全にだめになります。

また、学習指導要領を見たところ、中学まで遺伝という言葉が出てこないのに驚きました。

野依座長 さっき申し上げました。数学とか理科というのはワールド・スタンダードでやらなければいけない。それは総点検すべきだろうと思います。

小宮山委員 そうですね。学習指導要領の改訂は、今、教科調査官という人たちがやっているんです。そのシステムではだめです。

野依座長 それも申し上げた。学協会とかいうものをうまく活用してね。

小宮山委員 学協会もいいですが、東京大学では「知の構造化センター」というのをつくって、その問題に取り組んで行きます。

ゆとり教育の問題をどのようにすることにしたんですか。

白石主査 そこについては先ほど来、単に時間数を増やすだけではだめで、そこに新たな視点を盛り込んでいただかなければいけないということは何人も委員の方から。

陰山委員 要するに、詰め込みに戻すわけでは全然ないということです。

結局、指導要領の改訂ということだけではなくて、いわゆる位置づけからも変えていこうという、いわゆる国民としての教養をきちんと身に付ける。それから、国家戦略に基づいてきちんとそういう知を習得していけるシステムづくりをするということです。

中教審というのは枠組みの中で考えますから、枠組みをもう一遍考え直そうということでは提言されるということではいいんじゃないかなという気はします。

小宮山委員 明日の朝もう一遍戻るんですよね。

池田座長代理 1の方は戻りません。3の方で教育全体についての話があります。

小宮山委員 今日決まったわけではないですね。

白石主査 まだ決まっています。

山中副室長 まだ御意見を。

白石主査 また夜にでも少し。

池田座長代理 先ほど野依先生が言われた大学は。

小野副主査 それは第3分科会で。

野依座長 そこにちゃんと書いていただかないと。高等教育については第3できちんとやるんだと。

白石主査 わかりました。スケジュール的な問題ではなく、ここの分科会ではなく第3分科会で議論をするという明記をします。

ほかにございますでしょうか。

葛西委員 今、小宮山先生が授業時間数を増やすだけではだめだと言われたが、読み書きそろばん、つまり数学、国語、英語などの時間は増やさなければいけません。他教科との配分問題や教える中身の質の問題もあるということです。

山中副室長 また意見はいただきますので。

白石主査 それでは、長時間ありがとうございました。